

# 保全手続きにおける「契約者代理請求制度」のご案内

ジブラルタ生命保険株式会社

平素より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申しあげます。

契約者に意思能力がない場合の保全手続きについて、『契約者代理請求制度』をご案内いたします。

## 1. 制度の概要

「契約者代理請求制度」は、契約者に意思能力がない場合で、成年後見人が登記されておらず、意思能力がないことを医師が診断した場合に限り、契約者の推定相続人（\*）または当社「ご家族登録制度」の登録ご家族が、契約者に代わって保全手続きを行うことを可能とする制度です。

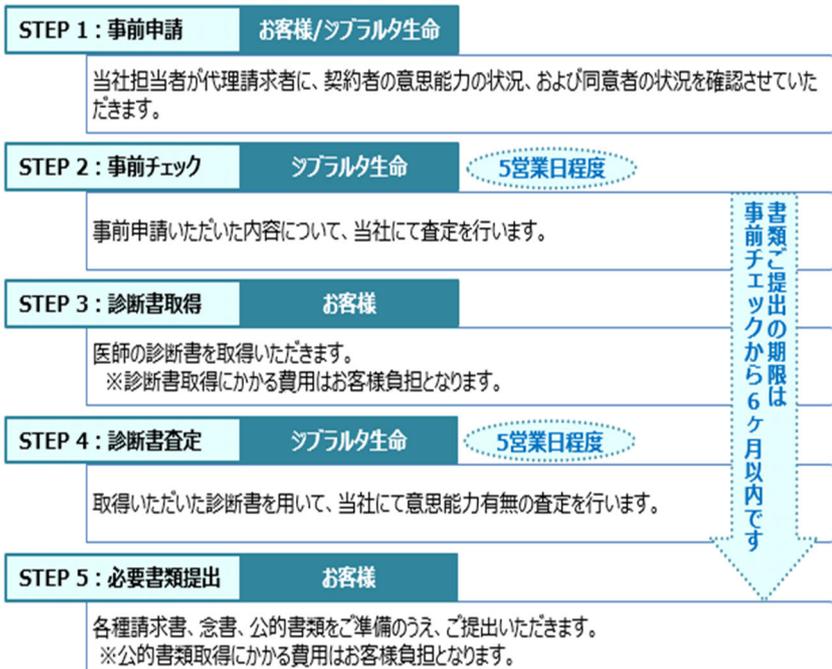
\* 推定相続人・・・相続が開始される前において、その時点では法定相続人になると推定される人

注意事項：以下をご確認のうえ、当制度をご利用ください
・現在、成年後見人が登記されている場合および登記の予定がある場合は、当制度のご利用ができないこと
・代理請求者と各請求の対象同意者（2.の表を参照）に、ご連絡がとれる状態であること
・各請求の同意者（2.の表を参照）から、代理請求手続きを行うことについての同意をいただくこと
・後日診断書（費用：請求者負担）を提出いただきますが、診断内容によっては制度の利用ができない場合があること

## 2. 契約者代理請求が可能な手続きと、代理請求者および同意者

対象の請求手続き	代理請求者	同意者
・家族登録（新規登録・登録ご家族の変更）	<u>推定相続人</u>	（不要）
・通信先変更 ・改姓改名 ・訂正（氏名・生年月日） ・口座変更 ・払込回数変更 ・経路変更 ・復活（契約者≠被保険者）	<u>推定相続人</u>  または <u>登録家族</u>	（不要）
・解約 ・減額 ・特約解約 ・貸付 ・払済 ・延長定期保険への変更 ・更新、更新拒否		保険金受取人 （お支払額：100万円以下）  推定相続人全員・保険金受取人 （お支払額：100万円超～1,000万円以下）

## 3. お手続きの流れ



※事前チェックおよび診断書査定は、当社基準に基づき査定を行います。  
査定の結果、契約者代理請求制度をご利用いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※登録ご家族の変更のお手続きの場合は、事前チェックおよび診断書査定は、契約者および登録ご家族の意思能力の状況の確認および診断書を取得いただけます。

※改姓改名、訂正（氏名・生年月日）のお手続きの場合は、事前チェックおよび診断書査定は不要です。  
必要書類（4.お手続きに必要な書類を参照）をご準備のうえご提出ください。

#### 4. お手続きに必要な書類

各種請求書のご提出時には、以下の書類もあわせて必要となります。

診断書査定後にあらためて当社から必要書類をご案内いたしますので、ご案内後にご準備ください。

		念書	本人確認書類	推定相続人が確認できる戸籍謄本	成年後見人が登記されていないことの証明書(法務局発行)
・家族登録 (新規登録・登録ご家族の変更)	代理請求者	○	○	○	○
	推定相続人の場合	○	○	○	○
・改姓改名 ・訂正(氏名・生年月日)	代理請求者	○	○	—	—
	推定相続人の場合	○	○	○	—
・通信先変更 ・口座変更 ・払込回数変更 ・経路変更 ・復活(契≠被保険者)	代理請求者	○	○	—	○
	推定相続人の場合	○	○	○	○
・解約・減額・特約解約 ・貸付・払済 ・延長定期保険への変更 (お支払額:100万円以下)	代理請求者	○	○	—	○
	推定相続人の場合	○	○	○	○
・更新、更新拒否	保険金受取人(同意者)	○	○	—	○
・解約・減額・特約解約 ・貸付・払済 ・延長定期保険への変更 (お支払額:100万円超～1,000万円以下)	代理請求者	○	○	—	○
	推定相続人の場合	○	○	○	○
	保険金受取人推定相続人全員(同意者)	○	○	○	○

※追加で上記以外の書類が必要な場合がございます。あらかじめご了承ください。

※公的書類は、発行後6ヶ月以内のものをご提出ください(コピー可)。

※通信先変更で、代理請求人が登録ご家族かつ「契約者が居住する住所」に変更を行う場合は、契約者代理請求制度を利用せず「登録ご家族用契約者通信先変更届(変更届-109)」を使用して通信先変更を行うことが可能です。

(念書と成年後見人が登記されていないことの証明書は不要です。契約者の新住所がわかる公的書類をご提出ください。)

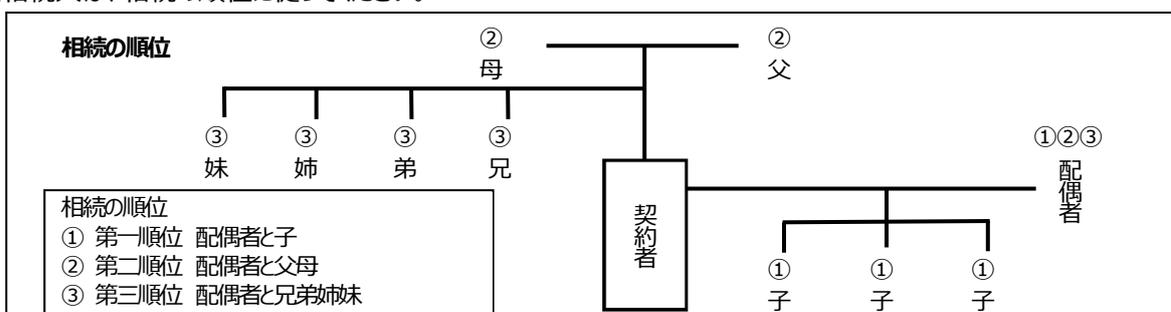
※お支払額が100万円超～1,000万円以下の場合、戸籍謄本は契約者の推定相続人全員がわかるもの(契約者の出生～現在までの連続した戸籍等)のご提出が必要です。

※米ドル建および豪ドル建のご契約の場合は1ドル、ユーロ建は1ユーロ、ポンド建は1ポンドを100円換算として判断します。例) 1万米ドル=100万円

※「後見人が登記されていないことの証明書(法務局発行)」の代替で役所発行の「身分証明書」(後見の登記が通知されていない旨が記載されているもの)の提出でも可能です。

#### 5. 推定相続人について

推定相続人は、相続の順位に従ってください。



【この表の見方】

第一順位の推定相続人は①で示されている配偶者と子です。

子がない場合には、②で示されている第二順位の配偶者と父母です。

さらに、子も父母もない場合には、③で示されている第三順位の配偶者と兄弟姉妹となります。